

第487回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和5年3月22日)

第487回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和5年3月22日（水）13時09分～14時05分

場 所 広島県福山庁舎第三庁舎381・382会議室（福山市三吉町一丁目1-1）

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和5年3月7日（火）

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員（11人） 北田國一，川岡勝義，高橋勝盛，濱松照行，箱崎照男，米田輝隆，
樋口元武，林建志，山田正通，川下求，野田秀明

| | | | |
|-------|--------------|-----|-------|
| 県（5人） | 農林水産局水産課 | 課 長 | 木村 淳 |
| | 〃 | 主 査 | 小川 憲太 |
| | 東部農林水産事務所水産課 | 課 長 | 横山 憲之 |
| | 〃 | 主 査 | 住吉 勉 |
| | 〃 | 主 査 | 上野 雅樹 |

事務局（3人） 福地次長，中林主査，木村主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第50号議案 海区漁場計画案（東部農林水産事務所管内分）について

第51号議案 いわし船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間等の公示について

6 議事の経過

13時09分，事務局の福地次長から第487回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し，委員総数15名に対し11名が出席しており，本委員会が成立していることを報告した。

その後，北田会長の挨拶は省略し，議事録署名者に野田委員と林委員を指名し，議事に入

った。

(1) 付議事項

【第50号議案 海区漁場計画案（東部農林水産事務所管内分）について】

議長 第50号議案「海区漁場計画案（東部農林水産事務所管内分）について」を上程します。公聴会の結果と提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第50号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

木村主査 （資料1-1により、漁場計画の概要について説明した。資料1-2により、魚種追加を赤字で表記した旨説明した。資料1-3により、場所の変更について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 福山市田尻町に新設するかき延縄漁場は、隣接するのり漁場の漁期終了後はどうなるのでしょうか。

木村主査 区Cけ4かき延縄漁場は、隣接する区Cけ1のり養殖漁場と漁期終わりを合わせることで、沖にポツンと漁場が残らないように整理しています。

濱松委員 養殖カキは、その後は陸側の漁場へ移動させるということですか。

木村主査 陸側の区Cけ3を育成漁場、沖側区Cけ4を出荷前漁場として活用したいとの意向ですが、区Cけ4の漁期終わりにカキが残っていれば陸側の区Cけ3の漁場へ移動されます。

箱崎委員 のりを撤去する際には、かき延縄も移動させるということでしょうか。

木村主査 そうです。

山田委員 漁場計画の告示予定日はいつ頃でしょうか。

木村主査 今回の告示日はまだ確定しておりませんが、前回の漁業権切替では5月に公示されています。

山田委員 漁協では告示がされてから総会を開催し、行使規則も含めて申請をされると思いますが、不都合が生じるようなことはないでしょうか。

木村主査 4月に漁協役職員を対象とした説明会、5月に漁場計画の公示を行った上で、6月から7月の間に通常又は臨時総会を開催してもらい、8月には申請いただく予定で考えています。

山田委員 近年、東部海域ではかき養殖が増えていますが、どの程度まで伸びると考えていますか。

木村課長 東部に新たなかき産地をつくるという県の施策もあり、現在むき身で10トンくらいですが、80トンくらいまでは伸びる計画です。ただ行使者の方が、施設や筏をどの程度増やせるかということもあるので、どこまで達成できるかはわかりませんが、

今のところ県の施策の計画以上に伸びてきています。

山田委員 使われているかきは二倍体もあるのでしょうか、三倍体がメインですか。

木村主査 二倍体と三倍体の両方ございます。

議長 他にありませんか。

なければ採決に移ります。第50号議案「海区漁場計画案（東部農林水産事務所管内分）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしと認め、第50号議案は原案のとおり承認します。

【第51号議案 いわし船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間等の公示について】

議長 次に、第51号議案「いわし船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第51号議案の提案理由及び資料2の根拠規定に漁業法の規定が抜けていた旨を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

小川主査 （資料2により、令和5年4月17日広島県県報へ告示する旨説明し、別冊資料で瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業について詳しく説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

米田委員 6ページ目にある1月1日から2月末までの操業時間について、午前4時から午前10時までとなっているが、事故があったことを受けて少し遅らせてはどうかと以前発言したと思うが、変更なしということでしょうか。

小川主査 今回公示する許可について変更はありませんが、事故があったことで、いわし船曳網について、この時期にその時間からの操業が必要なのかといった要望が出ております。いわし船びき網協議会とも協議し、冬期の操業時間の後ろ倒し又は短縮について、次の許可の許認可方針の一斉切替えに間に合うように調整を図っていく予定です。今回の許可の告示については条件の変更が間に合いません。

米田委員 いつになったら変わるのか。

小川主査 いつ変えますとは言えませんが、今回の一斉切替えに伴う許認可方針の改正に間に合うようにすれば来年度の許可からは、時間などの条件時間などが変更する予定になります。

山田委員 今の件ですが、夏場に大羽が獲れるのでしょうか。例えば午前4時からというのは、この前の委員会でも話がありましたが、確か大羽を獲って草津の市場にあげるために4時からという話になっていますよね。

小川主査 今回事故などがあって問題になったというのが冬の朝早くの漁獲についてですが、元々は大羽を鮮魚の朝の市に間に合わせるために、その時間にしました。いわし網協議会の役員会の前に、今回事故があったときに当事者側と集まって協議したところ、

今現在、冬の朝早くから操業する必要はないとお聞きし、後倒ししても問題ないのではないかということで調整を図っているところです。

山田委員 それは6月10日からの夏もでしょうか。

小川主査 夏は、広島の場合、生で食べる文化があるので、市場取引に間に合うようにこの時間にしています。

山田委員 冬は産卵期ではないから獲ってもいいと思いますが、夏は産卵しますよね。

議 長 よろしいでしょうか。

米田委員 もう一点。

2ページ目に「(2)エ いわし以外を漁獲目的としてはならない。」とあるが、他の魚が入った場合、捨てないといけないのか。

小川主査 いえ。これは、いわし以外を漁獲目的としてはならないということで、他の魚が入っても捨てろということではありません。漁獲目的としてはならないということです。

米田委員 最初からタイを獲ろうと狙った場合は。

小川主査 それはしてはいけません。

米田委員 魚探を見てタイや他の魚だと分かっていたら、いわし以外になるのではと思うのですが、どう思われますか。

川岡委員 今言われたようにイワシだけでなく、タイや色々なものを獲っています。2年前、音戸の瀬戸のところにハマチが物凄く湧いたのですが、いわし網業者が全部獲ってしまい、ひどく揉めたことがありました。だから、イワシだけではなく、何でも獲ります。昔は袋がちぎれるくらいタチウオもいっぱい獲っていました。県も管理して欲しいです。

高橋委員 いわし袋は必ず大きい魚が獲れますが、ちりめんを専門にしている業者はそういう魚は獲らず、ちりめんだけを獲ります。他の魚が出るように袋を開けています。

議 長 他の魚を獲るときは、おそらく網を深く沈めています。ゲンチョウが獲れるくらいですから。

高橋委員 曳網する水深の調整は可能ですから。

川岡委員 少しは厳しくやってもらいたい。

複数委員 そうですね。

議 長 他にありませんか。

なければ採決に移ります。第51号議案「いわし船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしと認め、第51号議案は原案のとおり承認します。

議 長 では、その他に移ります。

委員の皆様から、何かご意見やご質問はありませんか。

議長 では、これもちまして、第487回広島海区漁業調整委員会を終了します。長時間にわたるご審議，ありがとうございました。

上記のとおり議事の内容を明確にするため，署名捺印する。

(14時05分閉会)